

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 辻田 朋子 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒220-6008 日本国神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番 1号 クイーンズタワーA 8階 みなとみらい特 許事務所内		発送日 (日.月.年) 26.06.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 P01274PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/013582	国際出願日 (日.月.年) 30.03.2018	優先日 (日.月.年) 20.04.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B43K27/12(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社MARIO DEL MARE			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
--

見解書を作成した日 07.06.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 大澤 元成	2D 4091
		電話番号 03-3581-1101 内線 3241	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	6, 9-10	有
	請求項	1-5, 7-8	無
進歩性 (I S)	請求項	9	有
	請求項	1-8, 10	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : US 3079895 A (GORDON, Travis. C) 1963. 03. 05, 第3 - 6欄、第1 - 7図 (ファミリーなし)
- 文献2 : US 2003/0189149 A1 (LEFFERS JR., Murray Jones) 2003. 10. 09, 図1 - 図4 (ファミリーなし)
- 文献3 : GB 2264901 A (LIN, Idea) 1993. 09. 15, 図1 - 図4 (ファミリーなし)
- 文献4 : 日本国実用新案登録出願 55-091001 号 (日本国実用新案登録出願公開 57-13278 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (渡辺伸司) 1982. 01. 23, 第4頁第6 - 20行、第4 - 5図 (ファミリーなし)

(1) 請求項1 - 5、7 - 8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により、新規性、進歩性を有しない。

文献1には、「ink tube unit 15」が「holder 11」の両側面の外周面から露出している点、「ink tube unit 15」は着脱される点等が記載されている。

上記「holder 11」, 「ink tube unit 15」は、請求項1における「基体」, 「芯」に相当する。

また、文献1において、「ink tube unit 15」は、「holder 11」の「groove 14」に係止されているから、当該係止する部分は、請求項2における「係止手段」に相当する。

さらに、文献1において、「holder 11」は「groove 14」が形成されることにより、「突部」が形成されており、当該「突部」は「groove 14」の内周面と連なるように形成されているので、請求項4に係る発明は新規性が否定される。

また、文献1の「open-ended sleeve 21」は、「ink tube unit 15」に接して囲んでいるから、請求項5の「環状部材」に相当する。

さらに、文献1の「ink tube unit 15」は、摩擦力よりも大きな力で引き出せば、長手方向に移動可能なものである。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(2) 請求項 4 に係る発明は、文献 1 と国際調査報告で引用された文献 2 とにより、進歩性を有しない。

文献 2 には、筆記具とホルダとの係止関係において、断面が円弧状の溝と突部が開示されており、当該係止構造を、文献 1 の係止構造に適用して、溝の内周面と連なるように形成されて芯の外周面を抑える突部を構成することも、当業者にとって容易である。

(3) 請求項 6、10 に係る発明は、文献 1 と国際調査報告で引用された文献 3 とにより、進歩性を有しない。

文献 3 には、ボールペンの芯の後端に「end piece 20」を当接させることが開示されている。

文献 1 の芯の後端に、文献 3 の「end piece 20」を適用して、請求項 6 の「当接面」及び請求項 10 の「係止用突部」を構成することは、当業者にとって容易である。

(4) 請求項 9 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

文献 1 において、「tip 18」を掴んで「ink tube unit 15」を「groove 14」から取り外すことが記載されている。

文献 4 には、カード型ボールペンにおいて、カード材料 2 の端縁に切欠 2a を形成してインク保持パイプ 3 の途中を露出させ、ここを指で掴んで上下動させることが記載されている。

文献 1 の「groove 14」において、「ink tube unit 15」を上下動させることは想定されていないから、文献 1 の基体に、文献 4 の「切欠 2a」を適用することは、当業者にとって容易であるとは言えない。

そして、請求項 9 に係る発明は、「凹部」を形成することで、芯の中央付近を掴んで基体から取り外す作業がやり易くなる、という格別な効果を有するものである。